

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 9 月前期

(No. 302)

発行年月日：2015 年 9 月 21 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、9月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 特許庁とその所属機関の職制に関する施行規則の一部改正令の立法予告 (2015.9.15.)
- 1-2 特許庁、映像口述審理制度の利用をさらに拡大 (2015.9.14.)

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、2015 発明教育対象候補の受付を開始 (2015.9.1.)
- 2-2 特許庁、シニア科学技術者対象の知財教育プログラムを開設 (2015.9.2.)
- 2-3 特許庁、国際特許情報博覧会 (PATINEX 2015) を開催 (2015.9.2.)
- 2-4 特許庁・海洋水産部、知的財産中心の海洋水産業育成に向け協力 (2015.9.4.)
- 2-5 特許庁、2015 年度知的財産活用カンファレンスを開催 (2015.9.9.)
- 2-6 特許庁、全国 5 カ所で知的財産フォーラムを開催 (2015.9.10.)
- 2-7 特許庁、東明大学と知財人材の育成に向けた業務提携を締結 (2015.9.11.)
- 2-8 特許庁、特許分析需要調査を実施 (2015.9.11.)
- 2-9 中小企業庁、2015 中小企業技術保護カンファレンスを開催 (2015.9.11.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 KOTRA、中国の偽物に対応した新たな輸出モデルを開発 (2015.9.2.)

#### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 サムスン電子、中小企業に特許技術 3 千件を開放 (2015.9.7.)
- 5-2 韓国産キウイ、輸出好調でロイヤルティ収入が拡大 (2015.9.7.)

法律、制度関連

1-1 特許庁とその所属機関の職制に関する施行規則の一部改正令の立法予告

韓国特許庁(2015.9.15.)

1. 改正理由

搭載された医薬品に関する特許権の効力を争った結果、勝訴した者のうち、一定の要件を満たした者に、医薬品を優先的に販売できるようにする優先販売品目許可制度を導入する等の内容へと「薬事法」が改正されたことを受け、医薬品分野の審判事件の迅速な処理に向け、特許審判院の審判官〇人を増員し、増員する審判官は特許庁の定員5級〇人の職級を4・5級に調整する内容に「特許庁のその所属機関の職制」(大統領令第号、2015. . . . 公布・施行)が改正されたため、調整される人員の職級別定員を反映することを目的とする。

2. 主な内容

- イ. 特許庁定員5級〇人を削減(案別表1、別表2)
- ロ. 医薬品分野の審判事件の迅速な処理に向け、特許審判院の審判官4・5級〇人を増員(案第16条第3項、別表3、別表4)

3. 意見の提出

「特許庁とその所属機関の職制に関する施行規則」の一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、**2015年9月30日**まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：創造行政担当官)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

- (郵便番号：35208)  
大田広域市西区庁舎路189、政府大田庁舎4棟

特許庁創造行政担当官

電話番号：(042)481-5054、Fax：(042)472-3504

電子メール：psbv2000@korea.kr

## 1-2 特許庁、映像口述審理制度の利用をさらに拡大

韓国特許庁(2015.9.14.)

特許審判院長は、去年から実施しているソウル-大田間の遠隔映像口述審理に対する利用者の満足度が非常に高いことから、今後、映像口述審理制度の利用をさらに拡大させていく計画だと13日発表した。

映像口述審理とは、首都圏に住む出願人、弁理士等が特許審判に出席するために、大田に移動しなければならない不便を解消する目的で去年4月に導入された制度である。

これまでの利用実績を分析した結果、モデル実施した去年は105件、今年はすでに90件映像口述審理が行われており、口述審理全体に占める割合も去年16.6%(633件のうち105件)から今年23.0%(392件のうち90件)へと上昇した。

特に、映像口述審理を利用した人を対象に実施したアンケート調査では、回答者の91%(85人中)映像口述審理に満足しており、96.4%は(85人のうち82人)今後も映像口述審理を利用する意思があることが確認された。

また、映像口述審理の利用者(請求人、被請求人)の68%(390人のうち262人)は、韓国内の個人又は中小企業で、新たなシステムの導入が実際に国内中小企業の役に立っているとみられる。

こうしたことから特許審判院は、ソウルと大田間移動の不便を減らすため、今後国内中小企業又は個人が映像口述審理を申請する場合、積極的に受け入れる方針だ。

一方、映像口述審理の80%(195件のうち156件)は商標関連事件であり、特許等、技術関連事件の利用件数は相対的に少ないことが分かった。

シン・ジンギョン特許審判院長は「特許事件の場合、関連製品を証拠に採用して直接調査することもあるため、映像口述審理の利用があまり進んでいないのが現状だ。だが、ほとんどの事件は書類を中心に攻防が行われるので、今後は、特許事件の場合も映像口

述審理を積極的に利用するよう、大韓弁理士会等を通じて PR していく方針だ」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、2015 発明教育対象候補の受付を開始

韓国特許庁(2015.9.1.)

特許庁と韓国発明振興会は、発明教育及び発明文化の拡大に貢献した教員を授賞するため、9月1日から10月2日まで「2015年度大韓民国発明教育大賞」の候補者推薦を受け付けると発表した。

「大韓民国発明教育大賞」は、発明教育に向け努力する教員の士気やプライドを高め、発明文化の基盤を整えるという目的で2011年、初めて開催された。

選抜対象は、大韓民国国籍を持つ者で、教育機関や教育行政機関、教育研究機関で3年以上働きながら発明教育と発明文化の拡大に貢献した小中高校の教員となっており、発明教育関連機関・団体・学界及び所属学校長の推薦を受け申込むことができる。

受賞されるのは、発明教育活動の成果が高く、発明教育の拡大に貢献した教員に授与される発明教育拡大分野4人、劣悪な環境の下でも発明教育の基盤整備に向け努力した教員に授与される発明教育基盤整備分野2人の他、功労賞2人等、計8人となる。

大賞授受者には国家知識財産委員長の表彰と賞金300万ウォン、優秀賞と功労賞の授受者には特許庁長の表彰と200万ウォンの賞金が与えられる他、海外の発明教育機関を訪問できる機会も提供される。

授賞式は、来円2月の「発明教育カンファレンス」で行われる予定だ。詳しい内容については、韓国発明振興会のホームページ([www.kipa.org](http://www.kipa.org))にて確認することができる。

### 2-2 特許庁、シニア科学技術者対象の知財教育プログラムを開設

韓国特許庁(2015.9.2.)

特許庁は、9月7日～9日の3日間、国際知識財産研修院にて、大田地域の引退したシニア科学技術者を対象にした知的財産権教育プログラムを開設・運営すると発表した。

これは、2014年11月、大田市と大徳特区内機関の間で締結した「大徳特区-大田の共生協力に向けた業務提携」の主な内容である、高い経歴を持つ科学技術者の活用支援事業の一環として推進されるものである。

教育内容は、▲知的財産権の概念・関連法令等、基礎知識を身につける「知財権一般」及び「特許法の実務」、▲実際の特許出願プロセスを実習する「先行技術検索方法」、「特許明細書の作成法及び実習」、▲保有している知的財産権を侵害された際の対処に有効な「知財権紛争対応戦略」、「特許侵害判断及び請求範囲の解釈」等となる。

このような教育を通じて、豊かな研究経験や科学技術・ノウハウを蓄積してきたシニア科学技術者が知財権知識を身につけることで能力を一層高め、さらには再就職等の雇用創出につながるものと期待されている。

また、科学技術者が学生等を対象に科学を親しむ方法を教える「科学大衆化事業」や中小・ベンチャー企業に技術・経営コンサルティングを提供する「中小・ベンチャー企業技術支援事業」等、大田市が実施している諸事業とのシナジー効果も期待できる。

ビョン・フンソク国際知識財産研修院長は「今回の教育を通じて、科学技術界で長い間勤めてきたシニア科学技術者たちが知的財産権関連能力を高め、これを活かしてさらに活発な活動を行っていけば、知財権の拡大や地域経済の発展に大きく貢献するだろうと思う」と述べた。

## 2-3 特許庁、国際特許情報博覧会(PATINEX 2015)を開催

韓国特許庁(2015.9.2.)

近年、特許情報が企業及び国の主要資産として注目を浴びている中、特許情報の戦略的活用法について議論する国際イベントが開かれ、関心を集めている。

特許庁は、9月3日から4日まで、ソウルのインペリアルパレスホテルにて「境界を越えた知的財産(IP Knowledge Beyond Borders)」というテーマで「国際特許情報博覧会(PATINEX 2015)」を開催すると発表した。

今年で11回目となる、特許情報の分析・活用に関する国内最大イベントである PATINEX 2015 では、国内外の知財権専門家のテーマ発表が行われるカンファレンスと、主要特許情報サービス会社が参加する展示会が開かれる予定だ。

イベント初日の3日午前には、韓国ライセンシング協会のシム・ヨンテク副会長が「未来成長エンジン IP」というタイトルで基調演説を行う。続いて3日午後から両日間、3つのセッションに分けて進められるカンファレンスでは、セッション別にそれぞれ企業内部の境界、産業間の境界、国家間の境界を超えるための様々な特許情報活用法が提示される。

特に、企業の経営戦略側面で特許譲歩の価値を見つめ直すセッション A では、グーグルの特許運営総括担当者と IBM のライセンシング総括担当者がグローバル企業の特許活用戦略を公開する。続いて行われる司会者と講演者間のディスカッションでは、IT 業界 2 強の特許情報活用戦略を詳しく比較する。

別途設けられる展示館では、(株)ウィップス、レクシスネクシス、ウェイズドメイン、トムソンロイター、シストラインターナショナル、(株)マークプロ等、国内外の特許情報会社・機関 17 カ所の様々な特許情報サービスを直接体験することができる。

さらに、IP5(米国、欧州、日本等、主要 5 カ国特許庁)及び WIPO(世界知的所有権機関)の特許情報活用支援策が紹介される他、大韓弁理士会の知的財産関連コンサルティングサービスも無料で提供される。

特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は「PATINEX 2015 は、国内外先進企業の特許情報活用法を把握できる良い機会だと思う。同イベントが韓国企業の特許活用戦略の策定に役立つことを期待する」と述べた。

詳しい日程については、PATINEX のホームページ([www.patinex.org](http://www.patinex.org))にて確認することができる。

## 2-4 特許庁・海洋水産部、知的財産中心の海洋水産業育成に向け協力

韓国特許庁(2015.9.4.)

海洋水産部(以下「海水部」)と特許庁は、海洋水産企業の特許創出・活用を支援する

とともに、特許に焦点を当てた研究開発 (R&D) 事業管理体制を強化すべく、9月4日「知的財産基盤の海洋水産産業育成に向けた業務提携」を締結すると発表した。

最近、創造経済実現のキーワードとして特許を始めとする知的財産権 (IP) が注目を浴びている。グローバル市場で競争力を高めるためには、知的財産の戦略的活用が重要であるためだ。

特に海洋水産分野は、バイオ、再生可能エネルギー、水中ロボット、先端航法システム (e-nav) 等、新たな科学知識の創出可能性と技術集中度の高い新産業がほとんどで、良質の特許創出は、技術移転及び事業化の成功につながるカギとなる。このため、海洋水産分野の政策を総括する海水部と、特許等の知的財産の創出・保護・活用を総括する特許庁との間での協力は切に求められる状況にあった。

このようなことから、海水部と特許庁は、▲海洋水産企業の育成に向けた共同プログラムを運営、▲特許分析を活用した R&D の全段階における効率化、▲両機関間の政策協力の強化、▲情報と人材の共同活用等、4 分野における交流・協力の強化を主要内容とする業務提携を結んだ。

まず、知的財産と研究開発の連携を強化するために、海洋水産中小企業を対象に、カスタマイズされた特許戦略コンサルティングを提供する。今年、海水部と特許庁が共同で7つの海洋水産中小企業を選定し、特許分析に基づいた、オリジナル特許・中核特許の確保戦略及びグローバル市場進出戦略の策定等を支援する。今後も、海洋水産企業の技術競争力確保に向けた様々な共同プログラムを開発・拡大させていく予定だ。

また、R&D 全段階において知的財産基盤の管理を行うことで、R&D の効率性はもちろん、結果物の活用性も向上できるものと思われる。R&D 課題の発掘・企画段階から、海洋水産有望分野を中心に国内外の特許動向を綿密に分析し、R&D の実行過程においても、研究者に特許確保方向等に関するコンサルティングを提供し、技術開発の質を上げていくとの計画だ。

さらに、海洋水産新技術認証 (NET) を取得した技術を保有している企業が同一の技術の特許出願する場合、特許庁の優先審査が受けられるようにする等、機関間の政策的協力も強化される。優先審査対象になると特許確保にかかる期間が短縮されるため、優秀技術を持っている企業は、適時に権利を確保できる。

今後、両機関は、海水部の海洋産業政策官と特許庁の産業財産政策局長を共同代表と

する政策協議会を通じて、シナジー効果を生み出せる具体的な協力課題を発掘し続け、知的財産基盤の海洋水産業の育成と海洋水産科学技術の発展に貢献できるよう努力する方針だ。

## 2-5 特許庁、2015年度知的財産活用カンファランスを開催

韓国特許庁(2015.9.9.)

特許庁と韓国発明振興会は、9月9日、「知的財産融合による革新(Cross IP Innovation)」をテーマにした「2015年度知的財産活用カンファランス」を開催する。

特許庁は、企業経営及び技術革新における知的財産の活用の重要性に対する認識向上に向け、2014年から「知的財産活用カンファランス」を開催してきた。今回のカンファランスでは、知的財産活用の戦略的方法論として「知的財産間境界のない融合」をテーマに議論が行われる。具体的には、知的財産融合を通じた企業革新の成功事例が紹介され、分野間境界のない融合による韓国中小企業の未来成長戦略が議論される予定だ。

産業界・学界・研究界等の関連分野から200人が参加する同カンファランスは、ソウル大学国際大学院のムン・ヒチャン教授の「韓国の未来成長エンジンとしての産業間融合」をテーマにした基調演説から始まる。続いて、キョチョン F&B のイ・グンガブ副社長が、キョチョンチキンのブランド経営戦略について講演する。午後のテーマ発表セッションでは、知的財産の活用及び融合を通じた企業・製品革新の事例が紹介される予定だ。

一方、同カンファランスの会場内には展示ブースが設けられ「知的財産活用戦略支援事業\*」支援を受けた企業の優秀事例の結果物が展示される。代表的には「知的財産革新課題」支援を受け開発された(株)ヒョシンテクの燻煙器内装型コンビスチーム、「知的財産製品デザイン課題」支援を受け開発された(株)ミュソルバス(musolvers)の鳥類退治用スピーカー等がある。

- \* 知的財産活用戦略支援事業：中小企業の競争力強化や未来成長エンジンの拡充に向け、知的財産の観点から特許・製品・事業化に関する戦略コンサルティングを提供する事業

特許庁のクオン・ヒョクジュン産業財産政策局長は「国際的な競争が激化する等、中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中、知的財産の融合による企業革新は



企業の現在だけでなく、未来の成長を生み出す生存戦略になる。本カンファレンスが韓国の中小企業にとって知的財産集合を通じた活用戦略を作るきっかけになることを期待する」と述べた。

## 2-6 特許庁、全国5カ所で知的財産フォーラムを開催

韓国特許庁(2015.9.10.)

特許庁は、9月10日の釜山から始め、江原道(10月)、全羅南道(11月)、済州道(11月)、忠清北道(12月)にて、知的財産フォーラムを開催する計画だと発表した。

今年の知的財産フォーラムは、去年とは違って地域の主要イベントとの連携で開催される。地域の関係者(自治体、企業、大学、関係機関)や海外バイヤー等、各界から多様な人たちが参加して、各地域の知的財産活性化に向けた討論を行うとともに、様々な政府支援事業(国内外の権利化、ブランド開発等)について紹介する予定だ。

初の開催地である釜山知的財産フォーラムは、9月10日、釜山の優秀特許技術展示会である「2015釜山地域産業の新技术博覧会(10~12日)」と同時に開かれる。

### <釜山地域産業の新技术博覧会の概要>

(目的) 中小・ベンチャー企業の優秀特許技術・製品を展示し、国内外市場販路開拓及びマーケティング活動支援

(内容) ブース運営(150カ所)、知的財産フォーラム、国際ビジネス相談会等

(日時/場所) 2015年9月10日~12日 10:00~17:00 / BEXCO

釜山知的財産フォーラムには、チェ・ドンギョ特許庁長を始め、キム・ギョク釜山広域市経済副市長、釜山広域市議会のクォン・オソン経済文化委員長、釜山大学キム・ギソプ学長等、釜山地域の産業界・学界の人事が多く出席する予定だ。

今回のフォーラムでチェ・ドンギョ特許庁長は、中堅・中小企業の成長及び創造経済の拡大に向けた政府の中小企業育成支援策及び企業の知的財産権戦略化を話題に上げる一方で、地域の知的財産裾野の拡大に向けた地元企業の役割及び重要性を訴える予定だ。また、知的財産による地域経済成長の方策を探るため、中央政府・地方自治体の役割の確立や共同成長の対策作り等、具体的な事案について議論する。

チェ・ドンギョ特許庁長は「今回知的フォーラムを開催したように、今後も引き続き、知的財産活性化に向け、中央政府・地方自治体間の協力を力を入れる予定だ」とし、「また、地元の中小企業に対する知財権支援の幅を広げ、地元の優秀企業を発掘することで、韓国経済全体の成長をリードしていく」と述べた。

## 2-7 特許庁、東明大学と知財人材の育成に向けた業務提携を締結

韓国特許庁(2015.9.11.)

特許庁と東明大学は、9月10日(木)、釜山にある東明大学にて、知的財産人材の育成に向けた業務提携を締結した。

今回の提携は、特許庁の国際知識財産研修院が運営する知識財産学点銀行制\*のオンラインカリキュラムを東明大学生が履修すれば、取得単位として認めることを骨子としている。

- \* 学点銀行制：社会の各種教育・訓練機関の教育課程を履修した者に「学点」(単位)を与え、それを累積して学位が取得できるようにした制度であり、開かれた生涯学習と社会発展の方策として提案されたもの。

東明大学が特許庁の学点銀行制を通じて知的財産関連単位を取得できるようになったのは、今年1月の忠南大学に続く2番目のケースであり、今後他の大学にさらに拡大するものと予想される。

特許庁と東明大学は6月から実務協議を重ね、秋学期からは単位取得ができるよう進めてきた。その結果、これまで約250人(暫定)が「知的財産概論」科目を登録したという。両機関は今後、知的財産学が副専攻又は複数学位としても認められるよう、協力を進める方針だ。

東明大学の関係者は、「知的情報社会に欠かせない知的財産教育を時間的・空間的制約なく、オンラインで受けることができることから、初学期から多くの学生が登録したのではないかと思う。これから申請者はさらに増えるものと予想される」と話した。

チェ・ドンギョ特許庁長は「今回の業務提携をきっかけに、工学と建築・デザイン分野に特化した東明大学生が自分の専門分野に知的財産を活用し、知識社会をリードする人材に成長することを期待する」と述べた。

2-8 特許庁、特許分析需要調査を実施

韓国特許庁(2015.9.11.)

特許庁は、国家特許戦略青写真事業で構築した 18 大産業分野の 3,941 中核技術に関する 240 万件の有効特許を活用し、政府・企業・大学・研究所等の研究開発(R&D)計画の策定・方向設定・課題発掘に必要な特許分析情報を提供すると 11 日発表した。

国家特許戦略青写真事業は、未来の有望技術を探る際、専門家の直観や経験のみに頼る慣行を改善しようと進められた事業であり、2 億 5 千万件の特許ビッグデータを分析することで、将来に成長が見込まれる技術の発掘を目指している。

2012 年から 2014 年まで、12 大産業分野から計 130 未来有望技術を発掘した。今年は 6 大産業分野を推進し、年末に特許観点からの有望技術を発表することで、政府と民間の R&D 部門で活用されるよう情報を提供する予定だ。

特に、青写真を構築する際、18 大産業分野を 95 大分類、35 中分類、1,218 小分類、3,941 中核技術へと体系的に分類し、計 240 万件の有効特許\*情報を確保した。

\* 特許分類、キーワード検索等により確保した 1 次特許データについて、対象技術の定義との整合性及び関連性等を検討し、定量的・定性的特許分析ができるように整備した特許データ

このように確保された青写真事業の有効特許は、特許観点の有望技術情報やオリジナル・コア技術の確保可能性、国別・企業別重点特許活動の動向等、様々な特許分析の基礎資料として使われる。また、R&D 計画の策定や方向の設定、課題の発掘等のための特許分析に活用される。

こうしたことから特許庁は、昨年からの青写真技術体系を活用した各機関の需要に合わせた特許分析の支援をスタートした。2014 年には、産業部・未来部の 3D プリンティング戦略技術のロードマップ構築等、6 課題の特許分析を行った。2015 年上半期には、未来部との協力により未来成長エンジン 13 大分野の特許競争力を分析し、7 月 23 日に発表した。

今年下半期にも特許分析を行う予定であり、9 月 8 日から 22 日までの 2 週間、R&D 関

連の政府機関や産業界・学界・研究界等から需要申請を受け付ける。需要申請の細部内容と方法については、特許庁と韓国知識財産戦略院のホームページにて確認することができる。

特許庁は、需要申請書に基づき特許分析の必要性・緊急性・活用度等を評価し、約 10 支援課題を選定した後、10 月から特許分析を行い、年末まで最終結果を各機関に提供する予定だ。

## 2-9 中小企業庁、2015 中小企業技術保護カンファレンスを開催

中小企業庁(2015.9.11.)

中小企業庁と大・中小企業協力財団は、9 月 11 日、「技術流出防止から紛争解決まで、中小企業技術保護のすべて」というテーマ「2015 中小企業技術保護カンファレンス」を開催した。

同カンファレンスで国内外の技術保護専門家は、中小企業の優秀人材流出への対策や知的財産及び技術紛争に関する国際動向について、実際の事例を挙げて発表した。また、中小企業の営業秘密保護方法や政府の技術保護支援制度等が紹介された。

同カンファレンスには、セヌリ党のキム・ドンワン議員、ハン・ジョンファ中小企業庁長、大・中小企業協力財産のアン・チュンヨン理事長を始め、技術保護専門家及び中小企業の役職員等、100 人が参加した。

カンファレンスは、キム・ドンワン議員の「中小企業技術保護政策の在り方」というテーマの基調演説で始まった。キム議員は「中小企業技術保護の支援に関する法律」を代表発議する等、大企業に比べ独自の技術保護能力が劣っている中小企業のための技術保護政策作りに積極的に取り組んでいる。

1 番目の発表者チョン・イジョン弁護士は、中小企業の技術流出関連の国内外の法律・制度について調査し、その結果に基づいて韓国技術保護政策に関する意見を述べた。技術人材の転職による技術流出の可能性が高い中で、政府・中小企業の実効性のある対策作りの参考になるものとみられる。

続いて、国連傘下機構である「世界知的所有権機構(WIPO)」に勤めているパク・ウンア弁護士は、国際 IT 紛争解決事例等、知的財産及び技術関連紛争の解決の国際的動向

を紹介した。

他にも、シン・ヒョンギョ(株)P&S Partners 代表は、中小企業の営業秘密保護優秀事例を通じて、企業の保有するコア技術が法的保護を受けるためには、事前にどのような措置を取っておくべきかについて発表した。

カンファランスは、中小企業庁からの「中小企業技術保護政策の現況」の発表を最後に終了した。

ハン・ジョンファ中小企業庁長は「今回のカンファランスが、中小企業技術保護政策の方向性を議論する場となり、今後、効果的な支援策の策定や中小企業の技術保護認識の向上につながるきっかけになることを期待する」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 KOTRA、中国の偽物に対応した新たな輸出モデルを開発

KOTRA(2015.9.2.)

韓国の明洞を訪れた中国人の張氏。中国人の間で人気の高い韓国のマスクパックを使ってみて満足した張氏は、売り場に用意されている QR コードを利用し簡単に注文を出す。商品は、張氏が帰国する前に中国の倉庫から出庫され、西安にある張氏の家へ届く。

これが、オンライン・オフラインが融合された流通システムを活用した買い物だ。

KOTRA は、中国オンラインショップの偽物問題に対応するため、韓国のスタートアップ、B2Link と中国最大の物流企業、SF Express と協力し、オンライン・オフライン融合流通方式である O20(Online to Offline)による中国市場への進出を支援する。

O20 は B2Link が企画したサービスで、年 700 万人を超える中国観光客が明洞(ミョンドン)や街路樹道(カロスギル)等の化粧品売り場にある QR コードやビコン(Beacon)を利用してオンラインで商品を販売する仕組みだ。購買した商品は、SF の物流システムを通じて最短期間で中国の消費者に届く。

KOTRA は、電子商取引の利便さとオフラインの安定性の両方を同時に実現させる O20

輸出モデルを韓国の中小企業に紹介するために、B2Link・SF と共同で 1 日、「中国化粧品 020 説明会及び試演会」と開いた。SF は、中国で 30%以上のシェアを持つ中国最大の物流企業で、オンラインショップ SFHT(www.sfht.com)と物流を結合し、強力な流通網を構築している。

同説明会には、020 流通に興味のある化粧品、消費財、流通及び物流企業約 260 社から 300 人の関係者が参加した。一方、偽物への懸念から中国でのオンライン販売に消極的だった化粧品業界は、新たな輸出モデルを積極的に活用する意向を示しており、今のところ、クレアス、メディヒール等、約 10 社が 020 を活用した輸出支援サービスの利用を決めた。

この日、SFHT は韓国企業を対象に 020 輸出モデルについて説明した後、入店手続きや成功事例を紹介し、実際 020 を利用して注文する方法の試演も行った。続いて、韓国企業の入店可能性を打診するための一対一ビジネス商談会も開かれた。

説明会に参加した SFHT のマサ・レン代表は「中国市場で成功するためには、正規品を最も速く、安く供給することが求められる」と強調し、「SF は中国で韓国産化粧品を最も手に入れやすいサイトになると思う」と自信を示した。

KOTRA のキム・サンムクグローバルパートナーリング室長は「現在、中国では韓流の影響で、韓国のファッションや化粧品、食べ物が高い人気を集めている。020 は、電子商取引の新たなサービスが海外の大手流通網と結合した輸出モデルとして、韓国企業の消費財輸出につながるものとみられる」と述べた。

今後、KOTRA は 020 輸出モデルを活用し、化粧品、ファッション、食品分野の海外進出を引き続き支援する一方で、流通分野の創意工夫の溢れたスタートアップ企業との協力も拡大していく予定だ。

## デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

5-1 サムスン電子、中小企業に特許技術 3 千件を開放

産業通商資源部(2015.9.7.)

産業通商資源部は、サムスン電子が開放した 2,987 優秀技術を中堅・中小企業に無償で移転し、移転された技術の事業化を支援することで、中小企業の技術競争力を高め、創造経済の実現に取り組む。

産業部は、未活用特許技術の活用促進や中小企業の技術競争力強化等を目指し、個別の大企業を対象に 2013 年から技術共有\*を進めており、今回は、サムスン電子と共に推進する。

\* 大企業・公的機関等が保有している優秀技術を中堅・中小企業に無償移転し、事業化を支援

\*\* [2014.5] SK Hynix 240 件、[2014.8] LG Display 257 件、  
[2014.5] LS 産電 290 件、[2015.6] SK Hynix 112 件

特に今回は、多数の技術を開放し、分野別に 3 回に分けて技術共有公告を行う。

\* 2 回目(10 月)：事務機器・家電分野約 1,200 技術、3 回目(11 月)：医療・バイオ分野約 1,000 技術

今回開放された 2,987 技術のうち、中小企業製品への適用が容易なオーディオ・ビデオ、モバイル分野の技術 818 件について 9 月 7 日(月)に公告を行った。移転を希望する企業は、公告及び技術銀行(NTB、[www.ntb.kr](http://www.ntb.kr))を通じて共有技術リストと技術別細部事項を確認できる。申し込みは 9 月 7 日(月)～10 月 6 日(火)、郵送又は窓口で可能。

また、産業部は中小企業の共有技術に対する理解を深めるために、9 月 16 日(水)「出張型技術移転説明会」を開催し、中小企業が共有技術をより効果的に活用できるよう、「一対一企業相談会」を行う計画だ。特に、より活発な技術移転に向け、未来部の需要発掘支援団と技術保証基金が持っている企業需要技術情報と連携し、移転希望企業を見出す予定だ。

さらに、産業部は中小企業に移転された技術が事業化につながるよう、事業化に向けた後続支援や成果管理のために様々な事業を推進している。

共有技術の移転を受けた企業には、商用化に向けた後続開発を支える「研究開発(R&D)再発見」を始め、事業化コンサルティングを提供する「技術事業化サービス」、投資・

融資拡大を支援する「事業化専門銀行低金利融資」等、産業部の多様な事業化支援プログラムに参加できる資格が与えられる。

産業部は、大企業が開放した技術の移転活性化を通じて、大企業・中小企業の共同成長基盤を構築し、中小・ベンチャー企業の技術競争力を確保することができると期待しており、今後サムスン電子以外に他の大企業ともこの技術共有事業を進めることで、産業の柱となる中小企業の技術競争力を高めるとともに、創造経済の実現に積極的に取り組む予定だ。

## 5-2 韓国産キウイ、輸出好調でロイヤルティ収入が拡大

農村振興庁(2015.9.7.)

国産キウイの不毛の地だった韓国は約20年間、品種開発に取り組んできた結果、優れた品種の開発に成功し、ロイヤルティを受け取って輸出する先進国の仲間入りを果たした。その中心には、農村振興庁が開発した韓国産キウイ品種があった。



<ジェシーゴールド>

<漢拏ゴールド>

韓国は1990年代後半からキウイ育種事業を始めており、農村振興庁は去年まで17品種を育成してきた。このうち、韓国内自給率の向上に大きく貢献した品種は、韓国産ゴールドキウイ1号品種である「ジェシーゴールド(2002年開発)」と早生種である「漢拏ゴールド(2007年開発)」だ。

輸入品種を代替するために開発したこれらの品種は、ニュージーランド品種に比べ、品質が優れている上、栽培しやすい。また、糖度が高いため消費者に人気が高く、済州島だけでなく南部地方でも栽培面積が拡大している。



農村振興庁が開発した「ジェシーゴールド」と「漢拏ゴールド」は2010年、国産果樹では初めてキウイの原産地である中国から品種の優秀性を認められ、中国への輸出を果たした。売上額の5%をロイヤルティとして受け取る条件で輸出し、韓国は、ロイヤルティを支払う国から受け取る国へと変わった。

中国に輸出した苗木が成木になった年から、年5億ウォンずつ、20年間計100億ウォンのロイヤルティ収入が見込まれる。

去年12月から今年4月までは、香港とシンガポールにも国産キウイ品種である「ジェシーゴールド」を輸出しており、輸出国の数を次第に増やしている。

国産キウイ品種の普及率は毎年上昇しているが、2006年に0%だったのが去年には20.7%にまで上っており、2017年には23%を目指している。

これにより、2010年に1.6億ウォン、2013年に11.3億ウォンだったロイヤルティ節約額は、2017年以降は30億ウォン以上になると推定される。

農村振興庁の南海出張所のキム・ソンチョル氏は、「韓国は、国産キウイの中国、香港、シンガポールへの輸出により、世界で3番目のキウイ輸出国となった。これは、農作物のロイヤルティ輸出において転機となったという点で大きな意味を持つ」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム